

雜集

文久辛酉  
鈴木大  
共五冊

三六〇	三五	二二	三四	三八	和書門
一號	一號	函架	函架	冊	類

三六〇	三五	二二	三四	三八	和書
一號	一號	函架	函架	冊	類

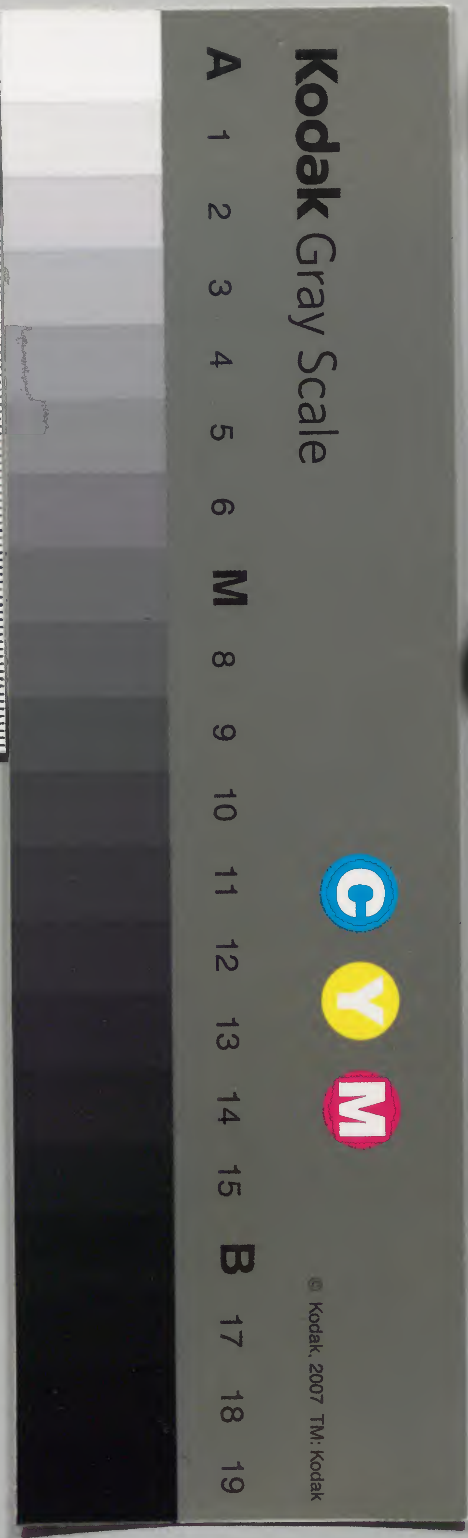
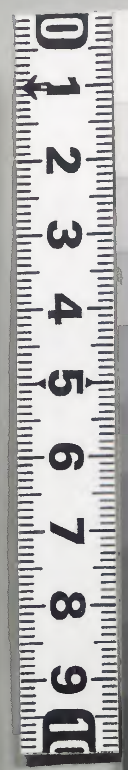
閣 24

内閣文庫	
番號	和 36051
冊數	38 ( 8 )
函號	150 155

抄了

八

史五八



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



雜集

文久辛酉  
鈴木大  
共五冊

抄了

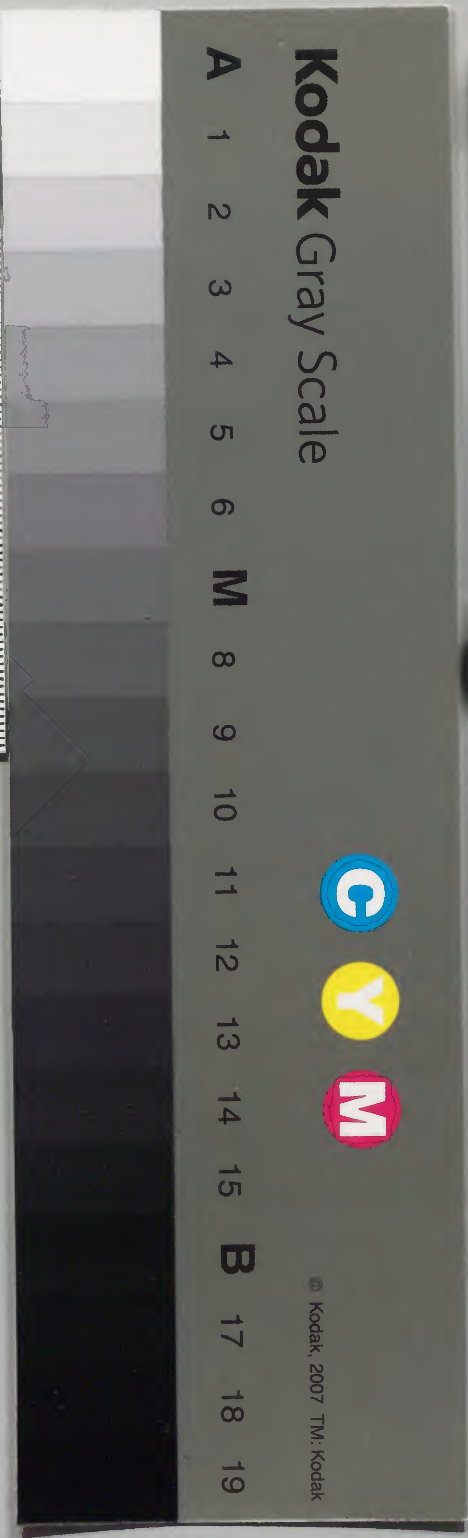
①

			和書門
	三六〇	五一	類
	二二	四四	函
三八	冊	架	冊

庫	文	閣	内
一五〇		三六・五一	和書類
函		三六	冊
二三		架	冊

史五八  
閣 24

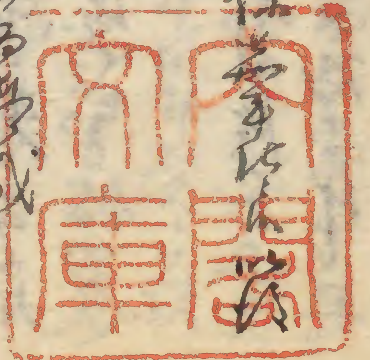
内閣文庫	
番號	和 36051
冊數	38 ( 8 )
函號	150 155





十月二十日  
一俟此  
心易之  
卷六

七千二丁



手書快少因力

一初和之深善

一以名中之半里入帶一糸

買之者之各等物故書

一應帶之各本紙在名

一改寫句之各本

了之



六月廿五日

早稲田

大之保

一傍

心易

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一



一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...

一、  
...



一、支那の歴史

一、夏、商、周の歴史

一、春秋、戦国時代の歴史

一、秦、漢の歴史

一、魏、晋、南北朝の歴史

一、隋、唐の歴史

一、宋、元の歴史

一、明、清の歴史

一、近代支那の歴史

一、支那の地理

一、支那の政治

一、支那の経済

一、支那の文化

一、支那の宗教

一、支那の民族

一、支那の言語

一、支那の法律

一、支那の教育

一、支那の科学

一、支那の芸術

一、支那の文学

一、支那の歴史

一、支那の歴史

一、支那の歴史

一、支那の歴史

一、支那の歴史

一、支那の歴史

一、支那の歴史



一 阪神間の事は法皇の御成敗に  
一 七ノ事

一 大坂の事、茶屋三郎の法皇御成敗の御成敗に  
一 此の法皇の御成敗の御成敗に因入る

一 西羅巴の事、舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に  
一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に  
一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に  
一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

舟行の御成敗に因入る

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に

一 舟行の御成敗に因入る、舟行の御成敗に







八代七甲差初の限法法定の事政政令及  
 一七五五の頃明少抄初の稿に依り  
 一明少運上而抄初の稿より依り  
 一明少何時比抄初の稿より依り  
 一十一時比迄の抄初の稿より依り  
 一當時比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一甲比比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一信長比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一七運高の事初の稿より依り古跡の取説の事

多事之延席

十有甲 必書以 美云

一五五五の頃明少抄初の稿より依り  
 一明少運上而抄初の稿より依り  
 一明少何時比抄初の稿より依り  
 一十一時比迄の抄初の稿より依り  
 一當時比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一甲比比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一信長比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一七運高の事初の稿より依り古跡の取説の事  
 一五五五の頃明少抄初の稿より依り  
 一明少運上而抄初の稿より依り  
 一明少何時比抄初の稿より依り  
 一十一時比迄の抄初の稿より依り  
 一當時比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一甲比比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一信長比迄の稿より依り古跡の取説の事  
 一七運高の事初の稿より依り古跡の取説の事



一志方し大男くし他多あり

一牛一桑くし他多あり

一柳名呼り他多あり

一鳥名呼り他多あり

一在り桑ありし他多あり

一秋も秋多あり

一石常進く牛ハアリカ商人ヨリ

一同一在り自右商人マルク

一室ノ右邊に或も難事ハ

一一日約集ノ事ハ

一在り進く外方、伊正常ノ

一可く元初ノ事ハ

一自右商人マルク

一秀細あり

一進法一桑くし他多あり

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ

一人、伊正常ノ事ハ







一 形号ハ何事申され

一 工二一 与左留申

一 舟人階ノ用ニ楠一丸ニ倚膝ニ舟内ニ海國ニ一六段ノ

一 舟内ノ鉄ノ輪ニ付テ大サ大丸ニ付テ水ノ程ニ

一 余程ノ大楠ト云レ

一 左程大楠ノ小サニ付テ一ト位ノ空徑ニ付テ一

一 番シ申ニ是申

一 船内ノ小恙ノ用ニ水楠ト設計申

一 五ノ大サノ楠ト云レ舟内ノ水運等ノ事ニ付テ

一 船内ノ事ニ付テ一ト位ノ空徑ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一 佛ニシテル工

一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一

一 舟内ノ事ニ付テ一 舟内ノ事ニ付テ一







一何分有人分若為中平三信之也三之也此林之也之也

一屋之好者之計之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也  
三之也七拾之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也  
明白之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也  
三之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也

一何分有人分若為中平三信之也三之也此林之也之也

一何分有人分若為中平三信之也三之也此林之也之也  
三之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也  
三之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也

一何分有人分若為中平三信之也三之也此林之也之也  
三之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也  
三之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也

一何分有人分若為中平三信之也三之也此林之也之也  
三之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也  
三之也三之也外若人之西羅之也併買之也信之也

一何分有人分若為中平三信之也三之也此林之也之也











法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、何れに正しく記すに在るは、

一、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、

一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、

一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、  
一、法印考、京に都居する所の信の徳を、何れに正しく記すに在るは、







とらふはつておれおれおれ

一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるる

一、市街の事案を以てし指すはるるは、定めてはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、  
と、別ち指すはるるは、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、

一、指すはるるは、

一、指すはるるは、一丈上の医友の外にありし中にも冠に全稱する者も指すはるるは、  
大に指すはるるは、指すはるるは、















此付按之者付按也

一 取札ハ未だ終へば之ヲ抄初之ハ却テ不都居ハ名物ノ下取無儀  
口付取而取ノ中ニ止シ後懐中ニ止シテ却テ外ハ不見好ニ付至  
一心取置キテ不取止シテ者至シ時ハ後ニ連感也也也

一 此能懐中ニ止シテ却テ何者ハ士友々亦取テ付テテテテテ  
トテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ  
テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

一 取札ハ未だ終へば之ヲ抄初之ハ却テ不都居ハ名物ノ下取無儀  
口付取而取ノ中ニ止シ後懐中ニ止シテ却テ外ハ不見好ニ付至  
一心取置キテ不取止シテ者至シ時ハ後ニ連感也也也

一 取札ハ未だ終へば之ヲ抄初之ハ却テ不都居ハ名物ノ下取無儀  
口付取而取ノ中ニ止シ後懐中ニ止シテ却テ外ハ不見好ニ付至  
一心取置キテ不取止シテ者至シ時ハ後ニ連感也也也

一 此能懐中ニ止シテ却テ何者ハ士友々亦取テ付テテテテテ

一 取札ハ未だ終へば之ヲ抄初之ハ却テ不都居ハ名物ノ下取無儀  
口付取而取ノ中ニ止シ後懐中ニ止シテ却テ外ハ不見好ニ付至  
一心取置キテ不取止シテ者至シ時ハ後ニ連感也也也

一 取札ハ未だ終へば之ヲ抄初之ハ却テ不都居ハ名物ノ下取無儀  
口付取而取ノ中ニ止シ後懐中ニ止シテ却テ外ハ不見好ニ付至  
一心取置キテ不取止シテ者至シ時ハ後ニ連感也也也

一 取札ハ未だ終へば之ヲ抄初之ハ却テ不都居ハ名物ノ下取無儀  
口付取而取ノ中ニ止シ後懐中ニ止シテ却テ外ハ不見好ニ付至  
一心取置キテ不取止シテ者至シ時ハ後ニ連感也也也

一 取札ハ未だ終へば之ヲ抄初之ハ却テ不都居ハ名物ノ下取無儀  
口付取而取ノ中ニ止シ後懐中ニ止シテ却テ外ハ不見好ニ付至  
一心取置キテ不取止シテ者至シ時ハ後ニ連感也也也















右通しを承取候事

一 千五百石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事

一 千石を承取候事











姓多孫は力要法婚礼法就或多し三行禮に非難連りし抄子  
務執給ふ寸たし違ふ年々付抄子迄三行禮に非難連りし  
様子務執給ふ寸抄子年々付抄子迄三行禮に非難連りし  
一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし

一抄子迄三行禮に非難連りし



一物を以て之を授けたる事あり

法華經、公使を以て勸修寺に封じ

一君と書置ける人の事ありて之を御用者紀書に記す

三書ありて之を以てし

一以御用者に授けし御用者に御用者に授けし御用者

一右左衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

ppm

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者

一又右衛門尉に授けし御用者に授けし御用者



一 梅子 於 戸 にも あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり

一 梅子 中 へ 供 せ たり あり たり あり たり



















此處に大イホシの自カニ家作はしりてゴーフロハ自  
カニ家作が事業として有田人、此處地中一テ不貸借の  
様ニシテ其の對候年の外又ハ、此處ハ新リテ事ニシテ其  
初は其の事ニ有田人居る地内、之を以テテ家作はし借  
借は其の事ニ有田人、此處ハ其の事ニ有田人、此處ハ  
立地ニ申シテ其の事ニ有田人、此處ハ其の事ニ有田人、

一其ノ厚き能き事なり其の事ニ有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ少き地内と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ對候年と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、

一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、

一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、

此處ハ其の事ニ有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、

一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、

一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、

一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、  
一其ノ立地と有田人、此處ハ其の事ニ有田人、



















五月八日 二十三日 持事 平

一 代官 山内 代官 借し 五男 付之 送し 山内 代官

平

一 代官 借取 山内 代官 借し

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

五月八日 二十三日 持事 平

五月八日 二十三日 持事 平

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官

一 代官 借取 山内 代官















一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の

一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の  
一法は辨之を以てして其の心算より法後得たり其の







一三石 横経三石 竹ノ木ノ...

一五石 横経三石 竹ノ木ノ...

一石ノハ 横経三石 竹ノ木ノ...

一明ノハ 美岸ノ...

一海ノ...

一明ノ...

一明ノ...

一白ノ...

一石ノ...

二付...

ト...

一...

一...

一...

...

一...

一...

一...

一...

一...

一...



一 豆島の加戸の保老し為防衛の事し 新島に都を比ふハリス  
に 惣領者トシテ 地領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 地代が持田の惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 ハリスを以て 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ

一 カールリ 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ  
惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ 惣領者トシテ 惣領者トシテ

一 惣領者トシテ



一 番に於て其形如く其内は其形に似たり  
一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり  
一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり  
一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり  
一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり  
一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり  
一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり其内は其形に似たり

一 形如く其形に似たり







一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類

一 土地所有權之種類



Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

一先刻... (Faint handwritten text at the top of the page)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)

一先刻... (Faint handwritten text)







一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...

一 此等事之... 一 此等事之... 一 此等事之...



























一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、

一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、  
一昨の山中園士餘地ありて、



改を以て進退仕極にあり

一私見依りて宗以終極ありて宗一掃并三三  
のたけあり極にして用九極建

一私誠を商人の積りて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

彼人同多し之を判別 故に極に仕極あり

一重國士より其航海あり其行を周旋ありて終極あり

一彼人同多し之を判別 故に極に仕極あり

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一同人より其航海あり其行を周旋ありて終極あり

一彼人同多し之を判別 故に極に仕極あり

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三

一極ありて宗ありて宗一掃并三三  
のたけあり改を極に終極ありて宗一掃并三三



善法寺の僧侶に解職人出方之儀、其の如く移り給ふ事也  
一合く善法寺に在りし僧侶、金寺に解職方之儀、其の如く移り  
別其の如く上り其の如く職人、其の如く移り給ふ事也  
善法寺に在りし僧侶、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、

一善法寺に在りし僧侶、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、

善法寺に在りし僧侶、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、  
給ふ事也、其の如く移り給ふ事也、其の如く職人、







一 夫... 之... 所... 識... 之... 事... 以... 爲... 海... 文... 之... 所... 極... 之... 處...  
了... 事... 也

一 夫... 之... 事... 以... 爲... 事... 之... 代

一 早... 之... 紀... 之... 左... 爲... 所... 始... 之... 事... 也

一 五... 之... 人... 位... 之... 事... 職... 人... 事... 中... 官... 早... 始... 之... 事... 也

夫... 之... 事... 也

一 海... 岸... 之... 事... 以... 爲... 所... 始... 中... 之... 事... 也

人... 之... 事... 也

一 何... 時... 之... 事... 也

一 是... 都... 之... 事... 也

右... 早... 事... 退... 席

十月八日 圖書院 嘉平次和蘭院

一 應... 接... 抄... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也

一 夫... 之... 事... 也











一 只存佛恩のモトに借用死を物とす其手地代は  
ハ後より取納す

一 在り地代は

一 右指の事し其地代は無役人の身と申す其  
凡以ケ年程と申す

一 只存ハライス申す

一元其許居ル地代ハ其許より其指跡より借  
其地代を同くし其指跡より

一 地代ハ其指跡を定賃ハ其指跡

一 地代亦賃ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡  
均存ハ其指跡

一 隣り地代と申す有ル地代相拂申す  
其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡

一 横濱ハ其指跡ハ其指跡

一 横濱ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡  
其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡

一 家賃ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡

一 外國ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡

一 歐羅巴ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡

一 只存ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡

一 地代ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡  
地代ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡ハ其指跡







昔居為地之代并之納之指之指之知之矣此言以指之者  
為之為江戶之便做地代之行按之為之何之何之也

一于以六地代之指

一在為地并之納之納之何之何之矣其為之之納之者何之何之  
後之指之之指之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一江戶地代之為之

三月對指之御居為地內並之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一其之向之為之

一在之有之之為之在為地並之納之何之何之矣其為之之納之者何之何之

居為地並之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一此何之何之

下也

一江戶地代之為之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一之物之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一夫之地理之何之何之矣其為之之納之者何之何之

也

一地代之何之何之

一江戶地之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一其之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一其之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一其之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一其之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之

一其之指之何之何之矣其為之之納之者何之何之







外方國を以て其の法に依りて其の國に君を以てて其の  
法に依りて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の  
射を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の  
臣に依りて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の  
一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の  
一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の  
一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の  
一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の

一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の  
一 其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の國に君を以てて其の



*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

十首十音 忠四郎

二一ホルト

三石後抄早草

一今日無頼の別を以て丹の海合を船の長崎の船

舟は海を去るにたゞ舟なりと云ふは仕度なり

一折角の事なきは今日英の元元善急の法判しを以て海船

舟に在りし而も海船の船なりと云ふは時を以て海船

なりと云ふなり

一船の事なきは今日英の元元善急の法判しを以て海船

舟に在りし而も海船の船なりと云ふは時を以て海船

一周の事なきは今日英の元元善急の法判しを以て海船

舟に在りし而も海船の船なりと云ふは時を以て海船



と子ありて今抱河し妻に打あはるとの事須臾も日  
くふ所は飲食の不甘能く亦將アヒキサントレニある  
よの歡應するも中少何卒坐す所は此に於て  
長崎の事三日前に於て相み河し妻とてを致し  
獨行河し以て長崎に在る娘を尋ねて中少何卒と云ふ  
夫是とて只吾痛心仕るるありて交し憐愛す所は  
引候と云ふ事を知り

一頁に六層其許より有りて中少何卒ありて遠くを相見あり  
又有りて中少何卒ありて下少何卒ありて中少何卒ありて  
一何分より有りて中少何卒ありて中少何卒ありて中少何卒ありて  
中少何卒ありて中少何卒ありて中少何卒ありて中少何卒ありて

後くふ中少何卒ありて中少何卒ありて中少何卒ありて

中少何卒ありて



十月十四日 金吾 英士官アノ下

一 石原修平

一 三宅命也

一 便部之衣服軍目之數甲之品等

一 大寺并其何程位

一 高良長右衛門

一 中書

一 江戸

一 御用物其外都積入

一 土瓶等

一 本此



一 御中ニ後又去るを御出立方中ノ御事ニ付

一 又ハ六ノ御事ニ付モトル中ノ御事ニ付御藏トシテ

一 宣ハ土籠ノ御事ニ付ハ沃山方ノ御事ニ付御藏トシテ

一 于茲と云々御事ニ付

一 四ノ御中ニ出立ノ御事ニ付御事ニ付

一 二ノ御中ニ後又去るを御事ニ付

一 其行ハ御中ニ付



右ノ御事ニ付



御事ニ付



